

第 62 回滋賀県景観審議会 議事概要

●日時：平成26年7月3日（木曜日） 10:00～11:30

●場所：大津合同庁舎5階 5-A会議室

●内容：〔報告〕

（1）琵琶湖周辺地域における屋外広告物の規制について

（屋外広告物適正化検討専門部会における基準成案、協議会経過）

（2）びわ湖を中心とした広域的景観形成の方策について

（広域的景観形成検討専門部会における基準成案）

●出席委員：黒崎道雄委員、柴山直子委員、中嶋節子委員、西岡功一委員、西本柳枝委員、八軒艶子委員、福島正春委員、福谷晃委員、藤本英子委員（会長）、村上修一委員（13名中10名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局説明要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の説明は◆

【質疑応答】

（1）琵琶湖周辺地域における屋外広告物の規制について

- パチンコ屋などの発光の問題は、交通標識と近接していると問題が生じるのではないかという意見がある。LEDについては、今のところそれほど普及していないが、大型今後増加の可能性はある。置き型看板の周囲に付ける照明を豆球からLEDに付け替えたものを提案するメーカーも増えている。コストはまだ高いが、長持ちして省エネに対する外向けのPR効果も期待されている。銀行店舗の箱文字看板で使うケースが主流となりつつある。
- 京都では屋上看板の全面禁止など非常に厳しい基準がされている。滋賀県にもそれが及んでくるのでは、という危惧はある。滋賀県は琵琶湖があり、景観が重要であるのは重々承知しているところではあるが、京都のように「規制」「規制」という流れにならないように願っている。
- 「点滅回転の機能をもつ広告物」の定義はどういうものか。例えばパトライトが広告物から距離を置いて設置された場合はどうなるか。「広告の表示面から〇m以内に設置する可変式照明は屋外広告物の一部とする」というようなことはできないか。
- ◆ 広告物から離れた位置に設置された普通のパトライトは、一般に広告物ではない。ただし外照式であっても、表示面の内容を浮き上がらせるために広告物とは別に設置されたと判断できるような可変照明は規制対象と考えている。
- 県民に十分周知し、県民を味方にしていただきたい。県も市も、規制導入の際には、

言論の規制でないということに注意していただきたい。

(2) びわ湖を中心とした広域的景観形成の方策について

- ◆ 欠席委員からあらかじめいただいたご意見を2点紹介する。一つは、樹種をそれぞれの土質や地域性ごとに決めておくというご意見。もう一点は湖上からの景観の検討もあるというご意見ではないか、というご意見をいただいた。
- 広域的景観形成検討専門部会では、高い到達点を目指した基準を作っているところだが、レベルを何段階かに分けて順次目標を達成していこうとしている。色彩、形態というところをまずは運用に向けてまとめているところである。
- 前回の専門部会の意見を受け、ガイドラインに「植栽」の項目を増やしたので、「レベルの模式図の項目にも緑化を明記してほしい。
- ガイドラインの「できるだけ」「できる限り」の文言統一をお願いします。あるいは消してもいいのではないか
- ガイドラインに沿って設計を行う場合、「できる限り」等の言葉は無視している。しかし事業者によっては無用に「できないので使用しない」と言われてしまう場合がある。「推奨色を用いること」とあればそれを使うし、推奨色以外の色を使わないと困るということは特になく思われるので、「できる限り」等は削除した方がいい。